

# 脆性亀裂伝播停止特性に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 K 編

## 改正事項

脆性亀裂伝播停止特性に関する事項

## 改正理由

鋼船規則 K 編 3.12 には，脆性亀裂伝播停止特性に関する特別規定が定められており，2 つの特性区分が設定されている。

しかしながら，実船への適用に関する最近の研究により，特性区分について，より細かい区分が必要なことが明らかになってきている。

今般，現行の脆性亀裂伝播停止特性の特性区分を見直すと共に，脆性亀裂伝播停止靱性値の基準を改めた。

## 改正内容

- (1) 脆性亀裂伝播停止特性の特性区分 A500 を新たに追加した。
- (2) 温度勾配型 ESSO 試験又は温度勾配型二重引張試験における脆性亀裂伝播停止靱性値の基準を改めた。
- (3) 本会が適当と認めた場合，特性区分 A600 を超える特性区分を認める旨を追加した。